

横浜市営地下鉄駅構内における
新サービス実施事業者公募要領

平成27年12月

横浜市交通局

目次

| | | | |
|----|------------------------------------|---|-----|
| I | 概要（募集から契約までのスケジュール） | … | 2 |
| II | 公募要領 | … | 3 |
| | 資料（質問書等） | | |
| | 質問書 | … | 1 1 |
| | 新サービス実施事業者公募参加申込書 | … | 1 2 |
| | 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書 | … | 1 3 |
| | 別紙「役員等氏名一覧表」 | | |
| | 委任状 | … | 1 5 |
| | 公有財産賃貸借契約書（見本） | … | 1 6 |
| | 新サービス実施事業者公募参加申込書等の提出先 （交通アクセス） | … | 2 0 |

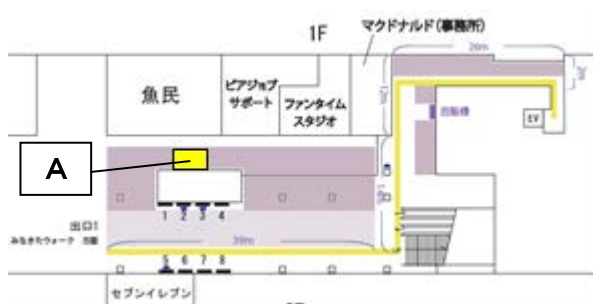
I 概要

横浜市交通局では、市営地下鉄駅構内において、余剰スペースの有効活用や賑わい創出及び駅利用者の利便性向上を図るため、市営地下鉄駅構内で行った実績のない新たなお客様サービス（以下「新サービス」という。）を利用者へ提供できる事業者を募集します。

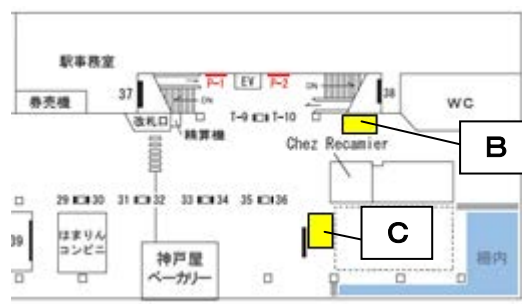
1 募集物件

- (1) 貸付場所：ア 横浜市営地下鉄センター北駅1階コンコース（1か所）
イ 横浜市営地下鉄センター南駅3階コンコース（2か所）
- (2) 所在地：ア 横浜市都筑区中川中央1-1-1
イ 横浜市都筑区茅ヶ崎中央1-1
- (3) 対象区画：A区画(センター北駅1階)、B区画(センター南駅3階公衆電話横)、C区画(センター南駅3階店舗横) 詳細は、別添写真①②③参照

【センター北駅】



【センター南駅】



2 公募のスケジュール

| | |
|-----------------|---|
| 公募要領配布開始 | 平成27年12月22日(火) |
| 質問受付・回答 | 受付：平成28年1月4日(月)午前10時から 平成28年1月8日(金)午後5時までに電子メールで質問書を提出 回答：平成28年1月18日(月)までに回答 |
| 申込受付 | 平成28年1月19日(火)午前9時から 平成28年1月29日(金)午後5時まで (ただし、正午から午後1時及び土日祝日を除く) ※「実施計画書」及びその他必要な書類を交通局事業開発課へ提出(持参) |
| 提案内容審査 | 平成28年2月上旬～中旬 (個別ヒアリングを実施することがあります。) |
| 審査結果通知 事業者決定 | 平成28年2月中旬～下旬 ※審査結果を申込者へ郵送で通知 |
| 契約手続 | 平成28年3月31日(木)までに「契約書」を交通局事業開発課と締結 |
| 貸付開始 | 平成28年4月1日(金)から |

※ 今回の公募では、対象区画3か所のうちいずれかの申込みも可能です。対象区画の全てに申し込む必要はありません。

※ 貸付料の納付は年度毎に行いますので、28年度の貸付料は交通局の指定する期日までに納付します。仮に、当該年度の貸付期間において端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算します。

II 公募要領

1 公募物件

公募物件は、前ページのとおりです。なお、交通局の都合により公募を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

2 公募参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 実施計画書の提出期間の最終日から選定までの間のいずれの日においても、横浜市が実施する一般競争入札への参加停止及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件にて新サービスを実施し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「新サービス運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 平成27年12月1日時点において、提案するサービスの運営実績を有していること。
- (6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員でないこと。
- (9) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

3 公募条件等

(1) 契約締結及び貸付期間

ア 本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約を締結します。別添「公有財産賃貸借契約書」（見本）を参照してください。

イ 交通局が指定する期日までに、公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約締結します。

(ア) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て設置事業者の負担とします。

(イ) 契約者の名義は、公募申込者名義で行います。

(ウ) 契約保証金は、免除します。

ウ 貸付期間（3区画すべて）

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間（自動更新あり）

※ ただし、貸付期間満了の3か月前までに当局又は設置事業者からこの契約の変更又は契約解除の意思表示がないときは、さらに1年間契約を延長し、以後も同様とします。

なお、意思表示は文書をもって行うこととします。

※契約後、関係課と協議の上、速やかに営業を開始してください。

(2) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合は、契約の解除事由となります。

ア 新サービス運営事業以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(3) 公募対象外サービス

以下は、既に本市営地下鉄駅構内で実施している事例であり、募集サービスの対象外となります。

- ・飲料、アイス、新聞、パンの自動販売機
- ・ワゴン販売（現在、あざみ野駅、戸塚駅で実施中）
- ・ATM、コインロッカー、公衆電話、証明写真機 など

(4) 貸付エリア

別添写真①、②及び③を参照してください。

(5) 費用負担

ア 最低貸付料

A・B・C各区画につき 6万円（税抜）/月額

※設置事業者は、最低貸付料以上の貸付料を提案すること。

※設置事業者は、貸付料（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、当局が発行する納入通知書により、指定した期日までに納付すること。

※貸付料には、電気使用料を含めるものとする。

イ 設置費、維持費及び撤去費

設置費用（電源工事費用、通信設備工事費用、支障物の撤去費用、その他搬入にかかる費用）は設置事業者の全額負担とする（電源の区画までの引き込みは当局が行います。）。

現在、3区画に各1か所の電源コンセントを用意していますが、他の設置物も使用しているため、設置物の電気使用量によっては電源コンセントを新設する必要があるため、別途設置費用が発生する場合があります。

電源の使用は、事前に所定の様式にて申請手続きを行い、その使用方法については当局の指示に従うこと。

また、駅改修等に伴い設置物の移動・撤去を行う場合にかかる費用も全て設置事業者が負担することとする。

(6) 使用上の制限

ア 商品の搬入について、駅利用者のピーク時間帯は行わないこと。

駅エレベーターの使用については、鉄道利用客の利用が優先であるため、原則禁止となる。やむをえない事情により使用する場合は、使用する台車の寸法、エレベーター防護方法及び搬入体制について、当局の施設管理部門の承諾を得ること。また、搬入に伴う駐車場は、設置事業者で用意すること。

イ 什器類を設置してサービスを提供すること（店舗設置は不可）。また、長時間利用者が滞在するような椅子等の設置は不可とする。

ウ 調理行為や試食販売行為は不可とする。

エ 営業場所で発生したゴミは必ず持ち帰り、あわせて設置物周辺を清掃すること。

オ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

カ サービスを提供する際、売上金等が発生する場合、金銭管理等については設置事業者が行うこと。

キ 商品販売をする場合は、商品の賞味期限や消費期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努め、明確に設置事業者自らが商品補充をすること。

ク 当局の責によることが明らかな場合を除き、盗難や破損事故等に関して、当局は一切の責任を負わない。設置物が破損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用については設置事業者の負担とする。

- ケ その他保守業務を随時行って維持管理に努めるほか、故障その他のクレーム発生時には、設置事業者の責任において即時対応すること。また、設置物本体に管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記すること。
 - コ 設置物の装飾等は、コンコース及び周辺店舗のデザインと調和させるため、事前に当局の承認を得るとともに、貸付期間中は維持管理を徹底すること。
 - サ 設置物に商品やサービスのPR、宣伝のシールや案内を貼付する場合は、事前に当局へ確認すること。
 - シ 消防法、消防法施行令及び消防法施行規則を遵守して設置物を設置すること。
 - ス 火災等発生時に迅速な対応ができるよう、緊急連絡体制を整えるなど、事前措置を講じること。設置物の転倒防止策を図ることとするが、その方法については事前に当局の承認を得ること。
 - セ サービス等の問合わせや苦情については、設置事業者で対応すること。
 - ソ 設置物と壁面の隙間へのゴミの投げ込み防止策を講じること。
- (7) 鉄道事業等の優先
- ア 鉄道事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること（保守点検に伴う終電後夜間時間帯における駅停電は、月1～2回程度あります。）。
- イ 契約の解除
- 次の場合は、交通局と設置事業者との契約を解除することがあります。
- (ア) 使用区画を公用または公共の用に供するために必要となったとき
 - (イ) 当局の鉄道事業の都合により必要となったとき
 - (ウ) 設置事業者が本要領に記載の禁止事項及び使用上の制限等に違反したとき
- ウ 損害賠償
- (ア) 設置事業者は、その責めに帰する事由により、駅構内施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、現状に回復した場合は、この限りでない。
 - (イ) 前号に掲げる場合のほか、設置事業者は、当局が認める条件を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこと。
- (8) 売上金額等の報告
- ア サービス営業上関係のあるデータは、当局の求めに応じて随時提出すること（ただし、個人情報に係わる部分は除く。）。
 - イ サービスを提供するなかで、売上金が発生する場合は、当局の求めに応じて、設置物ごとの売上金額の報告を行うこと。ただし、売上金が発生しない場合はこの限りでない。

4 申し込み方法等

(1) 公募参加申込書等の提出

- ア 提出期間 平成28年1月19日(火)から平成28年1月29日(金)まで
 受付時間 午前9時から午後5時まで
 (ただし、正午から午後1時及び土日祝日の終日を除く)
- イ 提出場所 横浜市西区花咲町六丁目145番地 横浜花咲ビル7階
 横浜市交通局事業開発課
 ※来庁される際のアクセスは、本要領20ページをご確認ください。
- ウ 提出方法 持参。※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。
 来庁に際しては、電話予約をしてください。連絡先は以下となります。
 来庁時の連絡先：横浜市交通局事業開発課 新サービス担当
 電話番号 045-326-3837

(2) 申込に必要な書類(部数) ※提案区画の数に関わらず、*の書類は各1部の提出で結構です。

ア 法人、個人の申込者共通

(ア) 新サービス実施事業者公募参加申込書(様式2)(正本1部、副本8部)

(イ) 実施計画書(9部)

- ① 事業の目的、内容、実施方法等を記載した提案を作成してください。
- ② 実施計画書の内容は、その考え方等について、文書及び図等で簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ③ 実施計画書の要旨は、原則A4判・左綴り・両面5枚までとしてください。
- ④ 実施計画書の提案内容は、自由記述としますが、次の項目については、必ず提案してください。

・実施サービスの内容、その価格(物販の場合は、商品及び販売価格)

・設置予定場所、レイアウト

(必ずA・B・C区画のどの区画に設置するか明確に記載すること。)

・設置物の貸付料(税抜)(最低貸付料以上の額を提示すること。)

・設置物の仕様、寸法及び消費電力等がわかるもの

・商品管理について

・設置物の形状、デザイン

(デザインについては、駅構内の環境に合うデザインを提案してください。)

・設置スケジュール、日常管理

(設置物の設置スケジュール、商品補充頻度、品切れ対策、清掃、故障や事故発生時の対応、クレームへの対応)

・横浜市内もしくは鉄道駅構内等における設置事例

(各々代表的な事例を最低1例ずつ記載すること。事例がない場合はその他の事例でも可。)

(ウ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3-1、3-2)(各1部) *

(エ) 会社概要パンフレット(様式自由)(9部)

(オ) 委任状(様式4)

(代理人により申込書を提出する場合に、1部を提出すること。)

(カ) その他特に必要と認めたもの

当局において追加で提出が必要と判断した資料について、申込者に提出を依頼します。

イ 申込者が法人の場合 ※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの(正本1部ずつ)

(ア) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) *

(イ) 代表者の印鑑登録証明書 *

(ウ) 納税証明書

① 法人税、消費税及び地方消費税：納税証明書「その3」又は「その3の3」(未納税額のないことの証明書) *

② 法人市民税：納税証明書(直近2年分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額) *

(エ) 決算関係書類(貸借対照表、損益計算書等)の写し(直近2年分) *

ウ 申込者が個人の場合 ※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの(正本1部ずつ)

(ア) 印鑑登録証明書 *

(イ) 納税証明書

① 申告所得税、消費税及び地方消費税：納税証明書「その3の2」(未納税額のないことの証明書) *

② 個人市民税(平成25年及び平成26年の2年分) *

(ウ) 破産者でないことの証明書(身分証明書) *

(エ) 登記されていないことの証明書(成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書) *

(オ) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直近決算2年分) *

(3) 公募参加資格の喪失

公募の参加資格があると認められたものが、前述「2 公募参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4(2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該公募の参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

平成28年1月4日(月) 午前10時から平成28年1月8日(金) 午後5時まで

(2) 質問書提出方法

質問書(様式1)を電子メールでの送付とします。

※持参、郵送、ファックス及び電話による受付はできません。

送付先：交通局事業開発課新サービス担当 kt-jigyokaiatsu@city.yokohama.jp

(3) 回答予定日

平成28年1月18日(月)までに、電子メールで回答いたします。再質問は認められません。

質問及び回答の要旨は当局HPに掲載します。

ご注意：件名を【市営地下鉄駅構内新サービス実施事業者公募に関する質問】としてください。
質問書の様式は「様式1」を使用してください。

6 事業者の決定方法

(1) 本公募においては、選定委員会を設置し、申込者の提案について審査基準をもとに総合的に審査したうえで、事業者を決定します(実施計画書を提出後、選定委員会事務局が、申込者にヒアリングを実施する場合があります)。なお、審査期間中は、申込者又はそれと同一と判断される団体等が、選定委員会関係者に対し、自らを有利に、又は他の者を不利にするよう働きかけることを禁じます。

(2) 選定された事業者については、名称(個人の場合、氏名は公表しません)、所在地、実施計画名称、内容等を当局ホームページ等で公表します。

7 申込書類等の取扱い

(1) 選定された事業者が作成した実施計画書については、個人情報や営業情報(例：貸付料)などを除き、公開する場合があります。

(2) 提出された申込書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

(3) 申込書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申込者が負うものとします。

(4) 当該公募に要する費用は申込者の負担とします。

8 選定対象からの除外

申込者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、又は選定を取り消す場合があります。

(1) 選定委員会又は選定手続き業務に従事する当局職員に対して、本件申込みについて不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

(2) 本件申込みについて不正な利益を得るために連合した場合

(3) 申込書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 複数の実施計画又は収支計画を提出した場合

(5) その他審査の手続きにおいて不正な行為があったと当局が認めた場合

(6) 申込資格を満たしていないことが判明した場合

- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申込者が事業者として業務を行うことについてふさわしくないとは認められた場合

9 選定期間中の問い合わせ

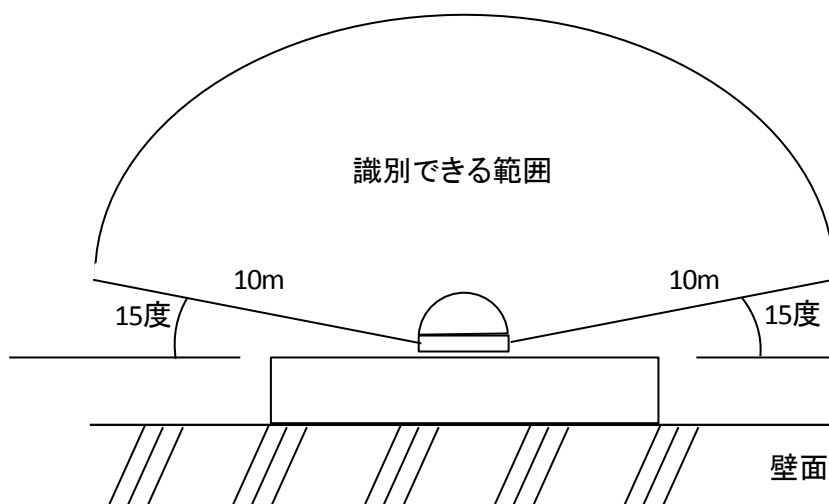
公平で厳正な選定を確保するため、選定期間中の問い合わせには一切応じることができません。

10 設置の手続等

契約締結後、事業者は平成 28 年 4 月 1 日から、設置場所で新サービス運営事業を開始できるよう、新サービス運営のための準備を行っていただきます。



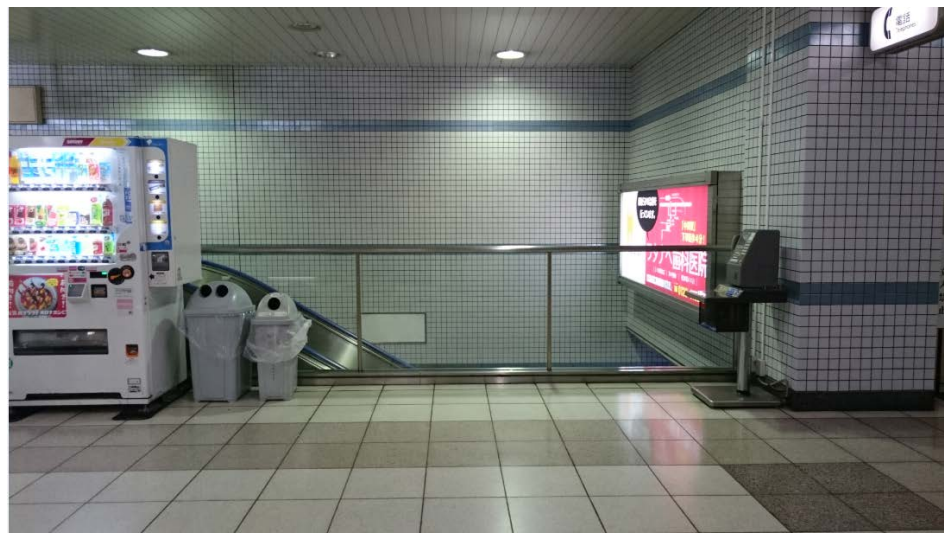
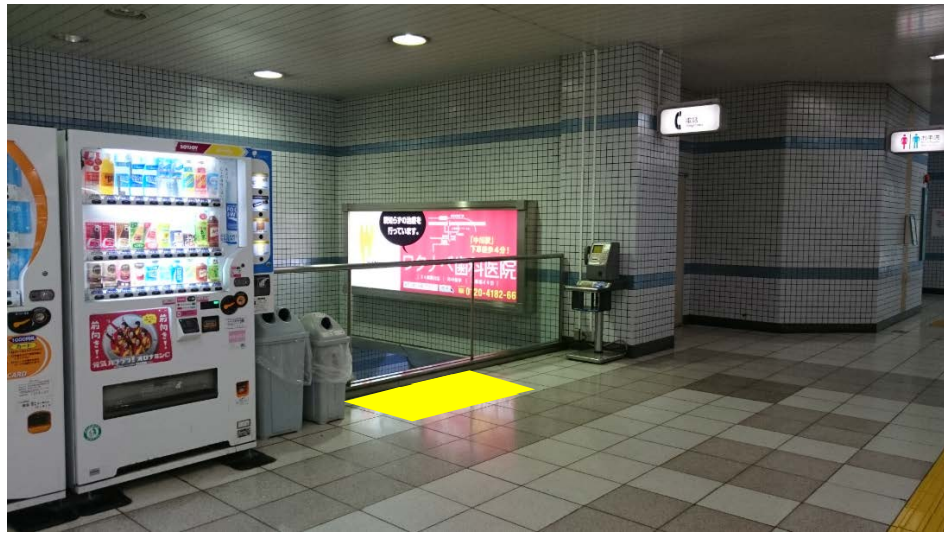
赤色の灯火の識別範囲



【注意】
センター北駅では、特に消火栓設備の赤色の灯火の識別範囲を遵守して設置してください。
そのほか、消防法、消防法施行令及び消防法施行規則も遵守してください。

別添写真② B区画（センター南駅3階公衆電話横）

※黄色部分はおおよその設置場所を示しています。



別添写真③ C区画（センター南駅3階店舗横）

※黄色部分はおおよその設置場所を示しています。



質 問 書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市交通事業管理者
加賀 生雄

所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)
担当者氏名
電話番号
FAX番号

実印

| 質問事項 | 質問内容 |
|------|------|
| | |

(提出先) 交通局事業開発課
電話 045 (326) 3837

新サービス実施事業者公募参加申込書

申込日 平成 年 月 日

横浜市交通事業管理者
加賀 生雄

申 込 人 住所 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名) 実印

代 理 人 住所 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名) 実印

担当者氏名
電話番号 FAX番号

市営地下鉄駅構内への新サービス実施事業者公募に申込みたいので、現地確認し、横浜市営地下鉄駅構内における新サービス実施事業者公募要領を了承のうえ、本件公募に申し込みます。

【添付書類】※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの

<法人、個人の場合共通>

- (1) 実施計画書 (9部)
- (2) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書 (様式3-1、3-2) (1部)
- (3) 会社概要パンフレット (様式自由) (9部)
- (4) 委任状 (様式4) (代理人により申込書を提出する場合に、1部を提出すること。)
- (5) その他 ()

<法人の場合> (正本1部ずつ)

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 代表者の印鑑登録証明書
- (3) 納税証明書
 - ① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ② 法人市民税の納税証明書 (直近2年分)
- (4) 決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書等) の写し (直近2年分)

<個人の場合> (正本1部ずつ)

- (1) 印鑑登録証明書
- (2) 納税証明書
 - ① 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ② 個人市民税の納税証明書 (平成25年及び平成26年の2年分)
- (3) 破産者でないことの証明書 (身分証明書)
- (4) 登記されていないことの証明書
(成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書)
- (5) 確定申告の際の提出書類一式の写し (直近決算2年分)

横浜市交通事業管理者
加賀 生雄

誓約者
住所

氏名 実印
(法人の場合は、団体名及び代表者の職氏名)
TEL

横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

私（法人の場合、法人及び役員）は、横浜市が横浜市暴力団排除条例（以下「市条例」という。）に基づき、公有財産の売買契約、無償譲渡契約及び交換契約に関する事務から、市条例第2条に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項若しくは第2項に違反する者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

(1) 私（法人の場合、法人及び役員）は、次に掲げる者ではありません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）

イ 横浜市が実施する一般競争入札への参加停止及び指名停止措置を受けている者

ウ 経営不振の状況（破産手続、更正手続、再生手続その他類似の手続の開始がされている、特別清算手続その他の清算手続が開始されている、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

オ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

キ 国税及び地方税を滞納している者

(2) 横浜市が別紙「役員等氏名一覧表」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、入札申込後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。

<別紙>

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在の役員等

| 役職名 | 氏名 | 氏名のカナ | 生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H) | 性別 (男・女) | 住所 |
|-----|----|-------|--------------------------|-------------|----|
| 代表者 | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |

本様式に記載された情報を応募資格の判断のための調査・照会資料として使用することについて、同意します。

また、記載された全ての役員等に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名

代表者職・氏名

実印

委 任 状

受任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

私は、上記の者を代理人と定め、市営地下鉄駅構内への新サービス実施事業者公募に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

添付資料 資格証明書（法人登記簿謄抄本、代表事項証明書等）及び印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

- (注)
- 1 委任者及び受任者双方の印鑑登録証明書等を添付してください。
 - 2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

公有財産賃貸借契約書（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

| 所 在 |
|-----------------|
| 横浜市都筑区〇〇〇-〇 |
| 市営地下鉄 〇〇駅〇階 〇区画 |

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおり用途（新サービス運営事業）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、貸付期間満了の3か月前までに甲乙双方から本契約の変更又は解除の意思表示がないときは、さらに1年間契約を延長し、以後も同様とする。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、〇〇〇円（年額・税抜）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を甲へ納付することとする。

なお、貸付料には、電気使用料を含めるものとする。

（貸付料の納付）

第6条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第7条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

3 前2項により計算した違約金の額に100円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

（公租公課）

第8条 貸付に係る公租公課は乙が負担する。

(物件の引渡し)

第9条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡す。

(かし担保)

第10条 乙は、この契約締結後に、貸付物件に数量の不足その他のかくれたかしがあることを発見しても、既往の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができないものとする。

(貸付物件の一部滅失)

第11条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、滅失又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第12条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないで貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしてはならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

(1) 貸付料の納付がないとき。

(2) 第12条、第13条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

(違約金)

第16条 乙は、第4条の定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それ

それ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第12条第2項又は前条に定める義務に違反した場合
貸付料の40か月相当額
 - (2) 第3条、第12条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合
貸付料の120か月相当額
- 2 前項に定める違約金は違約罰であって、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次に掲げる場合において、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合
- (2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）
- (3) 甲の鉄道事業の都合により必要となったとき
- (4) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

- (5) 甲は、第12条第2項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分の契約を解除することができる。

(原状回復)

第18条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは、貸付物件を原状又は甲の指示する状態に回復し、甲の立会い及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、第4条に定める一時貸付期間が満了したとき又は第17条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第17条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。


この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
代表者
横浜市交通事業管理者 加賀 生 雄

借受人(乙) ○○○○
○○
○○ ○○

新サービス実施事業者公募参加申込書等の提出先

| | |
|---------------------|---|
| <p>担当 部署名</p> | <p>横浜市交通局 営業推進本部 事業開発課</p> |
| <p>所在地</p> | <p>〒220-0022 横浜市西区花咲町6-145 横浜花咲ビル7階 【お願い】 7階フロア入口の内線電話で「4063」を押して「新サービス担当」に連絡ください。</p> |
| <p>連絡先 (電話)</p> | <p>045-326-3837 (土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで)</p> |
| <p>交通 アクセス</p> | <p>・横浜市営地下鉄「高島町駅」下車徒歩5分 ・横浜市営バス101系統又は106系統で「高島町」バス停下車徒歩1分 【案内図】</p>  <p>The map illustrates the office's location in the center of Yokohama. A red square marks the office at the 7th floor of the Yokohama Hanasaku Building. Major transportation routes are shown: the Keihin Rapid Line (京浜急行線) with Utsunomiya Station (戸部駅) to the north; the Blue Line (横浜市営地下鉄ブルーライン) with Takashimazuchi Station (高島町駅) directly below the office; and the Sagami Line (みなとみらい線) with Shin-Takashimazuchi Station (新高島駅) to the south. Other features include National Route 16 (国道16号線), the Sagami Line (首都高横羽線), and the 21st Area (みなとみらい21エリア) with the Yokohama Museum of Art (横浜美術館). A compass rose is located in the upper right corner of the map.</p> |